

# 昭和五十三年法律第三十六号

## 森林組合法

### 目次

#### 第一章 総則（第一条—第八条の二）

##### 第二章 森林組合

###### 第一節 事業（第九条—第二十六条の三）

###### 第二節 組合員（第二十七条—第四十一条の二）

###### 第三節 管理（第四十二条—第七十三条）

###### 第四節 設立（第七十四条—第八十二条の二）

###### 第五節 解散、合併、吸収分割及び清算（第八十三条—第九十二条）

###### 第六章 生産森林組合

###### 第一節 組織変更

###### 第一款 株式会社への組織変更（第一百条の二—第一百条の十三）

###### 第二款 合同会社への組織変更（第一百条の十四—第一百条の十八）

###### 第三款 認可地縁団体への組織変更（第一百条の十九—第一百条の二十四）

###### 第四款 森林組合連合会（第一百一条—第一百九条の二）

###### 第五款 罰則（第一百二十条—第一百二十九条）

###### 第六款 罰則（第一百二十一条—第一百二十三条）

###### 第七款 罰則（第一百二十九条）

###### 第八款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第九款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十一款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十二款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十三款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十四款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十五款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十六款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十七款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十八款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第十九款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十一款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十二款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十三款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十四款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十五款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十六款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十七款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十八款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第二十九款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十一款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十二款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十三款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十四款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十五款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十六款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十七款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十八款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第三十九款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十一款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十二款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十三款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十四款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十五款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十六款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

###### 第四十七款 罰則（第一百二十一条—第一百二十九条）

林組合又は森林組合連合会という文字を用いてはならない。（事業の目的等）

（組合の人格及び住所）

組合は、その事業を行うに当たつては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

（組合員の奉仕することを目的とする。）

組合は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（組合員の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこと）

組合は、法人とする。（組合の人格及び住所）

組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（組合員の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこと）

載する方法によりしなければならないものとする（載する方法によりしなければならないものを除く。）をする方法をいう。（以下同じ。）として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

（官報に掲載する方法）

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法）

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）

により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。（以下同じ。）

組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、電子公告による公告をして、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

（公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告）当該期間を経過する日

（前号に掲げる公告以外の公告）当該公告の開始後一月を経過する日

（会社法第九百四十四条第三項、第九百四十五条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。）

（登記）

組合は、政令で定めるところにより、登記の後でなければならぬ。これをもつて第三者に抗することができる。（公告の方法等）

組合は、公告の方法（組合が公告するものとしない）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

森林組合（以下この章において「組合」といふ。）は、次に掲げる事業の全部又は一部（この法律又は他の法律の規定により官報に掲げるものとする。）

（第一節 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章）

（事業の種類）

一 組合員のためにする森林の經營に関する指導

二 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は經營

三 組合員の所有する森林の經營を目的とする信託の引受け

四 鳥獣害の防止、病害虫の防除その他の組合員の森林の保護に関する事業

五 前各号の事業に附帯する事業

六 組合員の行う林業その他の事業又はその生産の全部又は一部を行なうことができる。

七 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上に立木竹を含む）の完渡し、貸付け又は交換

八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業

九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業

十 組合員のための森林經營計画の作成

十一 組合員の行う林業に関する共済に関する事業

十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業

十三 組合員の福利厚生に関する事業

十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供

十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十六 前各号の事業に附帯する事業

三 組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）でなければ、第一項第三号に掲げる事業（以下「信託事業」という。）又は前項第十一号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）を行うことができない。

四 組合は、正当な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

五 組合は、前項の場合において利用料の納付その他他の条件を付することを妨げない。ただし、第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、組合員に付した条件を超える条件を付してはならない。

六 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、森林組合連合会の行う第一百一条第一項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

七 出資組合は、組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行うことができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員（以下この項において「組合員等」という。）以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

八 組合は、第四項の規定によるほか、定款で定めることにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員（以下この項において「組合員等」という。）以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

九 組合は、前項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度においては、政令で定める額）を超えてはならない。

一、二 第一項に掲げる事業

二、二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。

三、二 第二項第三号に掲げる事業にあっては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

（信託規程）

**第十一条** 組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

二、二 第二項の信託規程には、信託事業の実施方法及び信託契約に關して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

三、三 第二項の信託規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止生じない。

四、四 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の信託規程の変更をしたときには、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（信託法の特例）

**第十二条** 信託事業を行う組合（以下「信託組合」という。）に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

二、二 信託組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

三、三 信託組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。ただし、農林水産省令で定める從たる事務について、信託契約に定める範囲内において委託する場合は、この限りでない。

四、四 信託組合への信託についての信託法（平成十八年法律第百八号）第三十五条第一項及び第二項並びに第四十条第二項の規定の適用については、同法第三十五条第一項及び第二項中「第二十八条」とあるのは「森林組合法第十一條第三項ただし書」と、同法第四十条第二項中「第二十八条」とあるのは「森林組合法第十一條第三項」とする。

（第十二条）信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。

一、一 信託法第一百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第一百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第一百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

二、二 信託法第二百八十一条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判

三、三 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判

四、四 信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

五、五 第十四条 信託組合への信託は、信託法第一百六十条又は第二百六十四条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一、一 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了したとき。

二、二 第十一条第一項の承認の取消しがあつたとき。

（第十三条）信託組合への信託は、信託法第一百六十条又は第二百六十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。

（第十四条）信託法第三条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条第二項から第四項までの規定による。

（第十五条）第九条第二項第三号又は第四号に掲げる保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び国土交通大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

二、二 前項の許可の申請は、申請書に農林水産省令・国土交通省令で定める書類を添えてしなければならない。

（倉荷証券の発行）

（第十六条）前条第一項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

（第十七条）組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

二、二 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の持主が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

二、二 第十八条 商法第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条规定から第六百十七条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。

（共済規程）

**第十九条** 組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

二、二 前項の共済規程には、共済事業の種類その他の共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

三、三 第二項の共済規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止生じない。

四、四 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（責任準備金）

**第二十条** 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（会計の区分経理）

**第二十一条** 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(財産の運用方法の制限)  
**第二十二条** 共済事業を行う組合の財産で前条の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものは、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。(団体協約の効力)

**第二十三条** 第九条第二項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。  
**第二十四条** 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

**第二十五条** 前項の林地処分事業実施規程には、林地処分事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に関する事項を記載しなければならない。

**第二十六条** 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

**第二十七条** 前項の林地処分事業実施規程の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものと除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならぬ。その効力を生じない。

**第二十八条** 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の林地処分事業実施規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

**第二十九条** 組合は、林道を開設し、改良し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

**第三十条** 組合は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聴かなければならぬ。(共同施業規程)

**第三十一条** 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第三十二条** 第九条第一項第二号及び同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定める軽微な事項に係るものと定めたものとみなす。

定めるところにより、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するために、一体として整備することが相当と認められる森林(組合の地区内にあるものに限る。以下この条において「整備森林」という。)の整備及び保護を促進するため、整備森林に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程(以下「共同施業規程」という。)を定めることができる。

**第三十三条** 第九条第一項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。  
**第三十四条** 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

**第三十五条** 前項の林地処分事業実施規程には、林地処分事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に関する事項を記載しなければならない。

**第三十六条** 組合が第九条第七項に規定する事業(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

**第三十七条** 前項の林地処分事業実施規程の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものと除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならぬ。その効力を生じない。

**第三十八条** 組合は、前項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の林地処分事業実施規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

**第三十九条** 組合は、林道を開設し、改良し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

**第四十条** 組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第四十一条** 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聴かなければならぬ。(共同施業規程)

**第四十二条** 第九条第一項第二号及び同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定める軽微な事項に係るものと定めたものとみなす。

林で、当該出資組合の地区内にあるもの及びこれに併せて經營することを相当とする当該出資組合の地区外にあるもの(次条第一項において「対象森林」という。)につき、森林の經營(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業(以下この節において「森林經營事業」という。)を行うことができる。

**第四十三条** 第九条第一項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生じる。前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、森林經營事業を行うことについての同意を当該電磁的方法による同意を得ることにより得た出資組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

**第四十四条** 第二十七条の二 総組合員(第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。)の数が農林水産省令で定める数を超える出資組合は、前条第一項の規定によるほか、当該出資組合の総会に總組合員(第三十一条第一項ただし書に規定する准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経て、対象森林について、森林經營事業を行うことができる。

**第四十五条** 前項の規定する出資組合が同項の規定により決議をした場合には、当該決議をした日から二週間に以内に、当該決議の内容を公表し、又は組合員(第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。次項において同じ。)に通知しなければならない。

**第四十六条** 第一項に規定する出資組合の總組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間に以内に当該出資組合に対し書面をもつて森林經營事業に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により森林經營事業を行うことはできない。

**第四十七条** 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出资をさせることができる。

**第四十八条** 組合は、第一項の規定により森林經營規程には、事業の実施方法に関する事項を記載しなければならない。

**第四十九条** 出資組合が、森林經營事業を行おうとするときは、森林經營規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

**第五十条** 第一項第五号の規定による組合員を除く。)がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るため特に必要であると認められるときは、組合は、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができる。

**第五十一条** 第一項第五号の規定による組合員を除く。)がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るため特に必要であると認められるときは、組合は、正當な理由がないのに、その受託を拒んではならない。

林で、当該出資組合の地区内にあるもの及びこれに併せて經營することを相当とする当該出資組合の地区外にあるもの(次条第一項において「対象森林」という。)につき、森林の經營(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業(以下この節において「森林經營事業」という。)を行うことができる。

**第五十二条** 第九条第一項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生じる。前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の森林經營規程の変更を行なったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

**第五十三条** 第九条第一項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生じる。前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定める軽微な事項に係る第一項の森林經營規程の変更を行なったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

その組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資（以下「回転出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。（持分の譲渡）

**第三十条** 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができる。持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。（議決権及び選挙権）

**第三十一条** 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号から第五号までの規定による組合員（以下「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項ただし書の規定にかかわらず、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十二条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第六十条の三第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）を行うことができる。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

5 前二項の規定により議決権等を行う者は、出席者とみなす。

6 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

8 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について、それ準用する。この場合において、同法第三百

十条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第三十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「森林組合法第三十一条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。（経費）

**第三十二条** 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。（過怠金）

**第三十三条** 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課することができない。（加入の自由）

**第三十四条** 削除

**第三十五条** 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。（脱退の自由）

**第三十六条** 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。（法定脱退）

**第三十七条** 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

1 組合員である資格の喪失

2 死亡又は解散

3 除名

4 加入の年月日

5 四 承認する規定期間

6 事務所の所在地

7 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

8 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

9 準備金の額及びその積立ての方法

10 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

11 事業年度

12 公告の方法

13 事務所の所在地

14 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

15 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

16 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事

17 は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

18 1 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求とされ、組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であるときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとのとして農林水産省令で定めるものをいう。（以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

2 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

4 前項の持分は、脱退した事業年度末における出資組合の財産によつて定める。（時効）

**第三十八条** 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。（払戻しの停止）

**第三十九条** 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

**第四十条** 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。（出資口数の減少）

**第四十一条** 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができます。各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、組合員に出资をさせない組合（以下「非出資組合」という。）の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。（組合員名簿）

1 氏名又は名称及び住所

2 加入の年月日

3 四 承認する規定期間

4 出資口数及び出資各口の取得の年月日

5 事務所の所在地

6 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

7 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

8 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

9 準備金の額及びその積立ての方法

10 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

11 事業年度

12 公告の方法

13 事務所の所在地

14 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

15 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

16 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事

		(規約で定めうる事項)
<b>第四十三条</b>	次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。	一 総会又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項
		(定款等の備付け及び閲覧等)
<b>第四十三条の二</b>	理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同事業規程及び森林經營規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。	一 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同事業規程及び森林經營規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならぬ。
		二 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
		三 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
		四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
		五 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
		六 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつてている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。（役員の定数及び選挙又は選任）
<b>第四十四条</b>	組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。	一 法人
		二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定めは、二人以上とする。

		3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員につては、創立総会）において選舉する。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選舉すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。
<b>第四十三条の二</b>	理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同事業規程及び森林經營規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならぬ。	4 役員の選舉は、無記名投票によつて行う。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選舉すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。
		5 投票は、組合員一人につき一票とする。
		6 5 定款によつて定めた投票方法による選舉の結果投票の多数を得た者（第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）を當選人とする。
		7 総会外において役員の選舉を行うときは、投票は、組合員の選舉権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。
		8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）において選任することができる。
		9 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員（准組合員を除く。以下この項において同じ。）である個人又は組合員である法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員になろうとする個人又は組合員になろうとする法人の業務を執行する役員でなければならない。
		10 第九条第二項第三号に規定する組合員の生産合にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれららの事業を行つたる法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。
		11 組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。（組合と役員との関係）

		三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条から第二百六十条まで若しくは第二百六十一条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
		2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
		3 理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
		4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
		四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

		三 この法律、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
		4 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
		5 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
		6 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを從たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、從たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
		7 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
		8 第四十六条の三 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
		9 第四十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
		10 第九条第二項第三号に規定する組合員の生産合にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれららの事業を行つたる法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。
		11 組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。（組合と役員との関係）

		四 第四十六条 条組合は、理事会を置かなければならぬ。
		1 理事会は、すべての理事で組織する。
		2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
		3 理事会は、すべての理事で組織する。
		4 理事会は、すべての理事で組織する。

		五 第四十六条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以
		6 上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
		7 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
		8 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
		9 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
		10 理事会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
		11 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを從たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、從たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
		12 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
		13 第四十六条の三 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。
		14 第四十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
		15 組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。（組合と役員との関係）
		16 第四十六条 条組合は、理事会を置かなければならぬ。
		17 理事会は、すべての理事で組織する。
		18 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
		19 理事会は、すべての理事で組織する。
		20 理事会は、すべての理事で組織する。
		21 理事会は、すべての理事で組織する。
		22 理事会は、すべての理事で組織する。
		23 理事会は、すべての理事で組織する。
		24 理事会は、すべての理事で組織する。
		25 理事会は、すべての理事で組織する。
		26 理事会は、すべての理事で組織する。
		27 理事会は、すべての理事で組織する。
		28 理事会は、すべての理事で組織する。
		29 理事会は、すべての理事で組織する。
		30 理事会は、すべての理事で組織する。
		31 理事会は、すべての理事で組織する。
		32 理事会は、すべての理事で組織する。
		33 理事会は、すべての理事で組織する。
		34 理事会は、すべての理事で組織する。
		35 理事会は、すべての理事で組織する。
		36 理事会は、すべての理事で組織する。
		37 理事会は、すべての理事で組織する。
		38 理事会は、すべての理事で組織する。
		39 理事会は、すべての理事で組織する。
		40 理事会は、すべての理事で組織する。
		41 理事会は、すべての理事で組織する。
		42 理事会は、すべての理事で組織する。
		43 理事会は、すべての理事で組織する。
		44 理事会は、すべての理事で組織する。
		45 理事会は、すべての理事で組織する。
		46 理事会は、すべての理事で組織する。
		47 理事会は、すべての理事で組織する。
		48 理事会は、すべての理事で組織する。
		49 理事会は、すべての理事で組織する。
		50 理事会は、すべての理事で組織する。
		51 理事会は、すべての理事で組織する。
		52 理事会は、すべての理事で組織する。
		53 理事会は、すべての理事で組織する。
		54 理事会は、すべての理事で組織する。
		55 理事会は、すべての理事で組織する。
		56 理事会は、すべての理事で組織する。
		57 理事会は、すべての理事で組織する。
		58 理事会は、すべての理事で組織する。
		59 理事会は、すべての理事で組織する。
		60 理事会は、すべての理事で組織する。
		61 理事会は、すべての理事で組織する。
		62 理事会は、すべての理事で組織する。
		63 理事会は、すべての理事で組織する。
		64 理事会は、すべての理事で組織する。
		65 理事会は、すべての理事で組織する。
		66 理事会は、すべての理事で組織する。
		67 理事会は、すべての理事で組織する。
		68 理事会は、すべての理事で組織する。
		69 理事会は、すべての理事で組織する。
		70 理事会は、すべての理事で組織する。
		71 理事会は、すべての理事で組織する。
		72 理事会は、すべての理事で組織する。
		73 理事会は、すべての理事で組織する。
		74 理事会は、すべての理事で組織する。
		75 理事会は、すべての理事で組織する。
		76 理事会は、すべての理事で組織する。
		77 理事会は、すべての理事で組織する。
		78 理事会は、すべての理事で組織する。
		79 理事会は、すべての理事で組織する。
		80 理事会は、すべての理事で組織する。
		81 理事会は、すべての理事で組織する。
		82 理事会は、すべての理事で組織する。
		83 理事会は、すべての理事で組織する。
		84 理事会は、すべての理事で組織する。
		85 理事会は、すべての理事で組織する。
		86 理事会は、すべての理事で組織する。
		87 理事会は、すべての理事で組織する。
		88 理事会は、すべての理事で組織する。
		89 理事会は、すべての理事で組織する。
		90 理事会は、すべての理事で組織する。
		91 理事会は、すべての理事で組織する。
		92 理事会は、すべての理事で組織する。
		93 理事会は、すべての理事で組織する。
		94 理事会は、すべての理事で組織する。
		95 理事会は、すべての理事で組織する。
		96 理事会は、すべての理事で組織する。
		97 理事会は、すべての理事で組織する。
		98 理事会は、すべての理事で組織する。
		99 理事会は、すべての理事で組織する。
		100 理事会は、すべての理事で組織する。
		101 理事会は、すべての理事で組織する。
		102 理事会は、すべての理事で組織する。
		103 理事会は、すべての理事で組織する。
		104 理事会は、すべての理事で組織する。
		105 理事会は、すべての理事で組織する。
		106 理事会は、すべての理事で組織する。
		107 理事会は、すべての理事で組織する。
		108 理事会は、すべての理事で組織する。
		109 理事会は、すべての理事で組織する。
		110 理事会は、すべての理事で組織する。
		111 理事会は、すべての理事で組織する。
		112 理事会は、すべての理事で組織する。
		113 理事会は、すべての理事で組織する。
		114 理事会は、すべての理事で組織する。
		115 理事会は、すべての理事で組織する。
		116 理事会は、すべての理事で組織する。
		117 理事会は、すべての理事で組織する。
		118 理事会は、すべての理事で組織する。
		119 理事会は、すべての理事で組織する。
		120 理事会は、すべての理事で組織する。
		121 理事会は、すべての理事で組織する。
		122 理事会は、すべての理事で組織する。
		123 理事会は、すべての理事で組織する。
		124 理事会は、すべての理事で組織する。
		125 理事会は、すべての理事で組織する。
		126 理事会は、すべての理事で組織する。
		127 理事会は、すべての理事で組織する。
		128 理事会は、すべての理事で組織する。
		129 理事会は、すべての理事で組織する。
		130 理事会は、すべての理事で組織する。
		131 理事会は、すべての理事で組織する。
		132 理事会は、すべての理事で組織する。
		133 理事会は、すべての理事で組織する。
		134 理事会は、すべての理事で組織する。
		135 理事会は、すべての理事で組織する。
		136 理事会は、すべての理事で組織する。
		137 理事会は、すべての理事で組織する。
		138 理事会は、すべての理事で組織する。
		139 理事会は、すべての理事で組織する。
		140 理事会は、すべての理事で組織する。
		141 理事会は、すべての理事で組織する。
		142 理事会は、すべての理事で組織する。
		143 理事会は、すべての理事で組織する。
		144 理事会は、すべての理事で組織する。
		145 理事会は、すべての理事で組織する。
		146 理事会は、すべての理事で組織する。
		147 理事会は、すべての理事で組織する。
		148 理事会は、すべての理事で組織する。
		149 理事会は、すべての理事で組織する。
		150 理事会は、すべての理事で組織する。
		151 理事会は、すべての理事で組織する。
		152 理事会は、すべての理事で組織する。
		153 理事会は、すべての理事で組織する。
		154 理事会は、すべての理事で組織する。
		155 理事会は、すべての理事で組織する。
		156 理事会は、すべての理事で組織する。
		157 理事会は、すべての理事で組織する。
		158 理事会は、すべての理事で組織する。
		159 理事会は、すべての理事で組織する。
		160 理事会は、すべての理事で組織する。
		161 理事会は、すべての理事で組織する。
		162 理事会は、すべての理事で組織する。
		163 理事会は、すべての理事で組織する。
		164 理事会は、すべての理事で組織する。
		165 理事会は、すべての理事で組織する。
		166 理事会は、すべての理事で組織する。
		167 理事会は、すべての理事で組織する。
		168 理事会は、すべての理事で組織する。
		169 理事会は、すべての理事で組織する。
		170 理事会は、すべての理事で組織する。
		171 理事会は、すべての理事で組織する。
		172 理事会は、すべての理事で組織する。
		173 理事会は、すべての理事で組織する。
		174 理事会は、すべての理事で組織する。
		175 理事会は、すべての理事で組織する。
		176 理事会は、すべての理事で組織する。
		177 理事会は、すべての理事で組織する。
		178 理事会は、すべての理事で組織する。
		179 理事会は、すべての理事で組織する。
		180 理事会は、すべての理事で組織する。
		181 理事会は、すべての理事で組織する。
		182 理事会は、すべての理事で組織する。
		183 理事会は、すべての理事で組織する。
		184 理事会は、すべての理事で組織する。
		185 理事会は、すべての理事で組織する。
		186 理事会は、すべての理事で組織する。
		187 理事会は、すべての理事で組織する。
		188 理事会は、すべての理事で組織する。
		189 理事会は、すべての理事で組織する。
		190 理事会は、すべての理事で組織する。
		191 理事会は、すべての理事で組織する

に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をするにより組合又はその子会社（第二百十条第三項に規定する子会社をいう。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の一、第八百七十七条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の一、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

（理事の職務等）

理事は、法令、法令に基づいてする行政厅の処分、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同施業規程及び森林経営規程（以下「法令等」という。）並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

2 組合が理事の債務を保証することの他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。

4 第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（代表理事）

組合は、理事会の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（理事についての会社法の準用）

第四十九条 会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項並びに第三百六十一條第一項

（第三号から第五号までを除く。）及び第四項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 会社法第三百四十九条第五項、第三百五十一条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事）

第四十九条の二 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び参考その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 第四十七条第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一條第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第二百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定は、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは、「森林組合法第六十条の二第一項第一号」と、同法第三百八十九条第四項」とあるのは、「農林水産省令」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の組合に対する賠償責任等）

第四十九条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任の原因となつた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

5 第一項の責任を負う額

一 賠償の責任を負う額

ハ 監事二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

ハ 代表理事六

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

8 役員がその職務を行つて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（補償契約）

第四十九条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

10 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

（補償契約）

第四十九条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

10 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するため

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するすれば当該役員が当該組合に対し前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行つて悪意又は重大な過失があつたことにより前項第一号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

四 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第

三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

4 捕償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該役員に対し、補償した金額にての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の捕償契約については、適用しない。

6 民法第一百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の捕償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

7 第四十九条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第一百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第五十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)を作成しなければならない。

2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財

産目録及び事業報告を、出資組合にあつては計算書類(貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの(事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。)を作成の日から十年間保存しなければならない。

5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの(監事の監査報告を含む。以下この条及び第六十条の三の二において「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告について、出資組合にあつては計算書類及び事業報告について、通常総会の承認を求めなければならない。

9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前から三年間主たる事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合を下回る割合を定款で定めた場合には、その割合以上に連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 決算関係書類が書面をもつて作成されていなかったときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの(以下この条において「表示されたもの」)の閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

6 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

7 第二項の規定により作成したものについて準用する。

8 (事業別損益を明らかにした書面の作成等)

9 第五十一条 理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

10 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録について、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

11 (役員の改選の請求)

12 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一(これより過半数の選任又は総会の招集)

13 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

14 第五十二条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一(これより過半数の選任又は総会の招集)

15 第五十三条 組合員の職務を行ふ者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時役員の職務を行ふべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

16 第五十四条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員の責任を追及する訴えについて準用する。

17 第五十五条 会社法第八百四十七条第一項(第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。)の規定は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定を準用する。

18 第五十六条 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、これを総会の日的一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えない場合は、

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

7 第五十二条の二 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任せた役員は、新たに選任された役員(次条第一項の時役員の職務を行ふべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

8 (役員に欠員を生じた場合の措置)

9 第五十三条 組合員の職務を行ふ者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時役員の職務を行ふべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

10 第六十条の三及び第六十条の四の規定は、前項の総会の招集について準用する。

11 第五十四条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十二条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項(第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。)の規定は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定を準用する。

12 第五十五条 会社法第八百四十七条第一項(第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。)の規定は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合には、第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定を準用する。

13 第五十六条 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、これを総会の日的一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えない場合は、











当該吸収分割承継組合等に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。  
(準用規定等)

第六五十五条の二、第六十六条、第六六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三（第一項第三号を除く）、第八十四条の四、第十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定は、吸收分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは、「第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。」が吸收分割（第八十八条の二第一項に規定する旨）と、同条第三項中「催告」とあるのは、「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは、「吸收分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは、「吸收分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは、「吸收分割組合（第八十八条の二第一項に規定する吸收分割組合をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日（第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸收分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸收分割承継組合等（第八十八条の二第一項に規定する吸收分割承継組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員（第一百一条第一項第一号に規定す

る所屬員をいう。以下同じ。」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」

と、第八十一条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸收分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸收分割を行う場合（同条第五項の通知

があつた場合を除く。)は、この限りでない。(一)と、同条第一項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸收分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸收分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸收分割組合の理事は、吸收分割承継組合等の理事と共同して」と、「これららの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸收分割承継組合等が承継した吸收分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸收分割組合又は吸收分割承継組合等の組合員、所屬員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二) 前項の規定にかかわらず、吸收分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、吸收分割契約において吸收分割後に当該吸收分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされてゐるときであつても、当該吸收分割組合に対して、当該吸收分割組合が吸收分割がその効力を生ずる日に有し

4 吸收分割組合又はその組合員（吸收分割承継組合等の組合員とならないものを除く。）は、

吸收分割がその効力を生ずる日に、第八十八条の三第一項第三号イ又はロに掲げる事項についての吸收分割契約の定めに従い、当該吸收分割の承継組合等の会員又は組員員となる。  
(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)  
**第八十八条の七** 吸收分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第二百三十号)第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において

て、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸收分割又は新設分割をいう。以下同じ。）」あるのは「森林法第十八条の二第一項に規定する吸收分割を

(以下「分割」という)と、同法第四条第四項第五条第三項並びに第六条第一項及び第三項由会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一

条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十一条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的資本とは、法令で定める。

が、必要だ技術的記載には政令で定める（吸收分割の無効の訴えについての会社法の準用）

(第九号に係る部分に限る。) 及び第二項(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十五条(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十六条(第九号に係る部分に限る。)

号に係る部分に附る、第八百三十九条から第八百四十三条（第一項第

一號、第二號及び第四號並びに第二項ただし書きを除く。）並びに第八百四十六条の規定は吸収

分割の無効の訴えについて、同法第八百六十六条第六項、第八百七十七条第二項（第六号に係る部分に限る）、第八百七十九条（第五号に係る部分に限る）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所属員（森林組合法第一百四十一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所属員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所属員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

**第八十八条の九** 第八十八条の二から前条までに定めるもののほか、吸収分割に關し必要な事項は、政令で定める。

（清算人）

**第八十九条** 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

組合が第八十三条第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかるらず、行政庁が清算人を選任する。

（清算人の職務）

**第八十九条の二** 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

（清算事務）





場合にあつては、ある種類の株主に限る。」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第二号中「第三百一条第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第二項中「第一百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百五十五条の四第二項中「第一百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百五十八条第一項第五号」とあるのは「同法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項中「第一百九十九条第二項」と、同項第一号中「第一百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百五十八条第一項第五号」とあるのは「同法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項中「第一百九十九条第二項」とあるのは「農林水産省令」と、同項第一号中「第一百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百五十八条第一項第五号」とあるのは「同法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項中「第一百九十九条第二項」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二十二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「森林組合法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項」と、「第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「総会招集者は、同法第一百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「取締役は、第二百九十九条第三項において準用する場合を含む。」とあるのは「森林組合法第一百条第二項

において準用する同法第六十条の三第二項と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第八百条第二項において準用する同法第六十条の三第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者）」とある者は「組合員」と、同法第八百三十二条第一項中「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第八百条第二項（第四百七十九条第四項において準用する同法第五十二条の二前二項において準用する同法第五十二条の二前二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とあり、及び同法第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第八十三条（第六項を除く。）の規定は組合の解散について、第八十四条、第八十四条の三、第八十四条の四第一項及び第二項本文、第八十五条（第三項を除く。）並びに第八十六条から第八十八条までの規定は組合の合併について、第八十九条第一項及び第九十条並びに会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項の規定は組合の清算について、それぞれ準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更に際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金額を支払うときは、その額又はその算定方法

八 組織変更をする組合の組合員に対する前号の金額の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日

十一 その他農林水産省令で定める事項

組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更（第一百条の三第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「組織変更」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と読み替えるものとする。

をもつて組織変更に反対の意思を通知したもの  
は、組織変更の決議の日から二十日以内に書面  
をもつて持分の払戻しを請求することにより、  
組織変更の日に当該組合を脱退することができ  
る。

2 前項の規定による通知又は請求は、同項の組  
合の承諾を得て、電磁的方法により行うことが  
できる。

3 第三十八条から第四十条までの規定は、第一  
項の規定による組合員の脱退について準用す  
る。この場合において、第三十八条第二項中  
「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更  
の日」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により脱退する組合員は、定款  
の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻し  
を請求することができます。

(組合員への株式等の割当)

第五百条の五 組合員が組織変更をする組合の組合員(前条  
第一項の規定による請求をしている者その他政  
令で定める者を除く。次項において同じ。)は、  
組織変更計画の定めるところにより、組織変更  
する組合の組合員の出資口数に応じてしなけれ  
ばならない。

3 会社法第二百三十四条第一項から第五項ま  
で、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、  
第八百七十二条、第八百七十四条(第四号に係  
る部分に限る)、第八百七十五条及び第八百七  
十六条の規定は、前二項の株式の割当てについ  
て準用する。この場合において、同法第二百三  
四条第二項中「法務省令」とあるのは、「農  
林水産省令」と読み替えるものとするほか、必  
要な技術的読替えは、政令で定める。  
(資本準備金として計上すべき額等)

第六百条の六 組合員が組織変更により受けるべき株  
式又は金銭の上に存在する。計算に  
関し必要な事項は、農林水産省令で定める。  
(質権の効力)

第七百条の七 組合の持分を目的とする質権は、当  
該組合の組合員が組織変更により受けるべき株  
式又は金銭の上に存在する。計算に  
関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

2 組合の持分を目的とする質権は、当  
該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の  
質権を有する者で知っているものに各別に通知  
しなければならない。

#### (組織変更の認可)

第五百条の八 組合員は、行政庁の認可を受けな  
ければ、その効力を生じない。

2 第七十八条第二項、第七十九条(第二号に係  
る部分を除く)及び第八十条の規定は、前項  
の認可の申請があつた場合について準用する。

3 第四項第十号の日又は前条第一項の認可を受け  
た日のいずれか遅い日(以下この条及び第五百条  
の十一第一項において「効力発生日」という。)

(組織変更をする組合は、第五百条の三  
に、株式会社となる。

4 第四項第十号の日又は前条第一項の認可を受け  
た日のいずれか遅い日(以下この条及び第五百条  
の十一第一項において「効力発生日」という。)

(組織変更をする組合は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項に  
ついての定めに従い、当該事項に係る定款の変  
更をしたものとみなす。

5 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

6 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

7 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

8 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

9 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

10 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

11 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

12 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

13 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

14 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

15 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

16 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

17 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

18 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

19 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

20 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

21 組合員は、効力発生日に、第一百  
条の三第四項第六号に掲げる事項につ  
いての定めに従い、同項第五号の株式の株主と  
なる。

#### 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林  
水産省令で定める方法により表示したもの  
の閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁  
的方法であつて組合員に対する事項  
のものにより提供することの請求又はその事項  
を記載した書面の交付の請求

五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

六 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

七 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

八 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

九 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十一 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十二 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十三 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十四 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十六 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十七 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十八 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十九 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十一 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十二 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十三 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十四 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

に代わる金銭を支払うときは、その額又はそ  
の算定方法

五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

六 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

七 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

八 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

九 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十一 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十二 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十三 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十四 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十六 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十七 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十八 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

十九 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十一 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十二 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十三 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十四 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

二十五 組合員は、行政庁の認可を受けた  
日のいすれか遅い日(以下この条において「効  
力発生日」という。)に、組合員に対する事項  
の金銭の割当てに関する事項

は」とあるのは「有すべき持分又は組織変更により受けるべき」と、第一百条の八第二項中「前項」とあるのは「第一百条の十六」と、第一百条の九第四項中「第二章第二節第一款」とあるのは「第三章第二節第一款」と、第一百条の十一第一項中「第一百条の三第六項」とあるのは「第一百条の十八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三款 認可地縁団体への組織変更

#### (組織変更)

第一百条の十九 組合(市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この款において同じ)は、その組織を変更し、認可地縁団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。)になることができる。

#### (組織変更計画の承認等)

第一百条の二十 組合は、前条の規定による組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならなければならない。

#### (組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。)

##### 一 組織変更後の認可地縁団体(以下「組織変更後認可地縁団体」という。)の規約で定める事項

##### 二 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

##### 三 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

##### 四 組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名

##### 五 組織変更後認可地縁団体が組織変更に際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金額を支払うときは、その額又はその算定方法

##### 六 組織変更をする組合の組合員に対する前号事項

##### 七 組織変更がその効力を生ずべき日

##### 八 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

##### 九 第百条の二十一 組織変更をする組合(組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものは、組織変更の日に当該組合を脱退したものとみなして、第一百条第一項における構成員となる。)

##### 十 第百条の二十二 組織変更をする組合(組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものは、組織変更の日に当該組合を脱退したものとみなして、第一百条第一項における構成員となる。)

##### 十一 第百条の二十三 組織変更をする組合は、第一百条の二十第二項第七号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条において「効力発生日」という。)に、認可地縁団体となる。

##### 十二 第百条の二十四 組織変更をする組合は、効力発生日に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしてきたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

##### 十三 第百一条 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

##### 十四 第百二条 森林組合連合会(以下「連合会」という。)の所屬員(以下「所屬員」という。)のための森林の経営に関する指導

##### 十五 第百三条 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業のほか、会員の指

##### 十六 第百四条 森林に係る所屬員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合(以下この章において「組合」と総称する。)の事業に関する

##### 十七 第百五条 所屬員の経済的地位の改善のための

##### 十八 第百六条 前各号に掲げる事業のほか、会員の指

##### 十九 第百七条 前各号に掲げる事業に附帯する事業

##### 二十 第百八条 会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)でなければ、前項第一号の三又は第十三号に掲げる事業を行なうことができない。

いて準用する第三十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第一百条の二十第一項に規定する組織変更の日」とする。

### 第二百条の二十二 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (組織変更の認可)

都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後

#### (組織変更計画に定めた事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならぬ。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

#### (組織変更計画に定めた事項について、当該組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

#### (組織変更計画において、第一百条の二十第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

#### (組織変更計画において、第一百条の四十第一項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用について、同項中「第一項の認可をしたとき」は、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

#### (組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用について、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第一百条の二十二第三項の通知があつたとき」とする。

#### (組織変更の効力の発生等)

#### (組織変更をする組合は、第一百条の二十第二項第七号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条において「効力発生日」という。)に、認可地縁団体となる。

#### (事業の種類)

#### 第一章 森林の保護に関する事業

##### 一 会員の行う事業に必要な資金の貸付け

##### 二 会員の行う事業に必要な物資の供給

##### 三 会員の行う事業に必要な物資の運搬、加工、保管又は販売(当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。)

##### 四 所属員の生産する林産物その他の物資の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

##### 五 所属員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他所属員の行う事業に必要な共同利用施設の設置

##### 六 所属員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換

##### 七 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業

##### 八 森林施設の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業

##### 九 所属員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換

##### 十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

##### 十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工(食用きのこその他の林産物の生産を含む。)に関する事業

##### 十二 所属員のための森林経営計画の作成

##### 十三 所属員の行う林業に関する共済に関する事業

##### 十四 所属員の福利厚生に関する事業

##### 十五 所属員の福利厚生に関する事業

##### 十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合(以下この章において「組合」と総称する。)の事業に関する

##### 十七 所属員の経済的地位の改善のための

##### 十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指

##### 十九 監査及び連絡に関する事業

##### 二十 前各号に掲げる事業に附帯する事業

##### 二十一 会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)でなければ、前項第一号の三又は第十三号に掲げる事業を行なうことができない。

3 連合会は、正当な理由がないのに、所属員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

4 連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、第百九条第一項において準用する第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対するは、所属員に付した条件を超える条件を付してはならない。

5 第一項第三号に掲げる事業を行う連合会は、他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けたその債権を取り立てることができる。

6 出資連合会は、第一項に掲げる事業のほか、所属員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯する他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からの所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を併せ行うことができる。

7 連合会は、第三項の規定によるほか、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員（以下この項において「所属員等」という。）が利用するところにおいて、「所属員等」という以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において所属員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

8 連合会は、前項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他の農林水産省令で定める事業を（所属員が森林所有者である森林と一体として整備することができると認められる森林（連合会の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができると認められる森林（連合会の地区内に

一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業

二 第一項第五号及び第十二号に掲げる事業

三 行うもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

**第一百一一条の二** 出資連合会は、前条第一項に掲げる事業のほか、当該出資連合会の総会に総会員（第四百四条第一項ただし書に規定する准会員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経て、林業を行なう所属員の利益の増進又は森林の保護培養及び森林生産力の増進を期すために当該出資連合会が自ら經營することが相当と認められる森

林で、当該出資連合会の地区内にあるもの及びこれに併せて經營することを相当とする当該出資連合会の地区外にあるものにつき、森林の經營（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業（第三項において「森林經營事業」という。）を併せ行うことができる。

**二** 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合（その連合会を含む。）で前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

**三** 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつている法人（前二号に掲げる者を除く。）

#### （議決権及び選挙権）

**第四百四条** 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第一号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）がは、議決権及び選挙権を有しない。

**二** 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところに於ける場合には、当該決議をした日から二週間以内に、当該決議の内容を公告し、又は所属員（当該出資連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。）を除く。）に通知しなければならない。

**三** 出資連合会が前項の規定により決議をした場合には、当該決議をした日から二週間以内に、当該決議の内容を公告し、又は所属員（当該出資連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（第二十七条第一項第五号の規定による組合員を除く。）を除く。）に通知しなければならない。

**四** 定款で定める存立時期の満了（解散事由）

**五** 第百十四条の規定による解散の命令

**六** 会員（准会員を除く。以下この条及び次条（第一項第一号を除く。）において同じ。）が

**七** 会員が一人になつたこと（当該会員が生産森林組合である場合に限る。）及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

**八** その効力を生じない。

**九** 第七十八条第二項、第七十九条（第二号を除く。）及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

**十** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

**十一** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

**十二** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

二 事業の全部の譲渡又は第一百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡する者である定款で定めるものとする。

三 連合会への加入又は連合会からの脱退

四 会員のためにする手形の割引金額の最高限度

#### （発起人）

**第一百八条** 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

**二** 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合（その連合会を含む。）で前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

**三** 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつている法人（前二号に掲げる者を除く。）

**四** 連合会の決議

**五** 第百十四条の規定による解散の命令

**六** 会員（准会員を除く。以下この条及び次条（第一項第一号を除く。）において同じ。）が

**七** 会員が一人になつたこと（当該会員が生産森林組合である場合に限る。）及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

**八** その効力を生じない。

**九** 第七十八条第二項、第七十九条（第二号を除く。）及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

**十** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

**十一** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

**十二** 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会（次条第一項において「森林組合等」という。）であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

**十三** 会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

**十四** 会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

**十五** 会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

**十六** 会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

二 事業の全部の譲渡又は第一百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡する者である定款で定めるものとする。

三 連合会への加入又は連合会からの脱退

四 会員のためにする手形の割引金額の最高限度

**五百五条** 理事の定数の少なくとも五分の三は、会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

**五百六条 削除** (総会の決議事項)

**五百七条** 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

**五百八条の二** 監査規程には、監査の要領及びその実施の方法を記載しなければならない。

**五百九条** 監査事業を行う連合会は、組合及び連合会の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者であると認められる森林（連合会の地区内に

一 前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法を記載しなければならない。

二 監査事業を行う連合会は、組合及び連合会の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者であると認められる森林（連合会の地区内に

一 第六十二条第一項第一号、第二号（共同施設規程に係る部分を除く。）、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）

二 第六十二条第一項第一号の三又は第十三号に掲げる事業及びこれらに附帯する事業のみを行う連合会にあつては、第一項及び第四項に掲げる





八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」一とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「二」これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(新設分割による権利義務の承継)

**第一百八条の十六** 新設分割設立連合会は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合等の権利義務を承継する。

**第二百八条の十七** 新設分割に伴う労働契約の承継に關しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に關する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

会社分割に伴う労働契約の承継等に關する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸收分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第一項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一條第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八

**〔政令への委任〕** 第百八条の十九 第百八条の十二から前条までに定めるもののほか、新設分割に關し必要な事項は、政令で定める。  
**〔準用規定〕** 第十条から第二十五条まで及び第二十六条の三の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第九条第二項第三号又は第四号」とあるのは、「第一百一条第一項第五号又は第六号」と、第十二条第一項中「第九条第二項第十五号」とあるのは、「第一百一条第一項第十七号」と、第二十四条第一項中「第九条第七項」とあるのは、「第一百一条第六項」と読み替えるものとする。  
第二十八条から第三十条まで、第三十一条第三項から第八项まで、第三十二条、第三十三条第

において、第七十六条第二項中「十人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
第八十四条から第八十八条までの規定は連合会の合併について、第八十九条から第九十条まで及び第九十二条の規定は連合会の清算について、それぞれ準用する。この場合において、第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第一百五条本文並びに第一百九条第三項において準用する第四十四条第十項及び第十一項」と、第八十九条第一項中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第百八条の二第二項第一号に掲げる事由」を読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

契約二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項第十一項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第一百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第一百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第一百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日」のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第一百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員（第一百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第一百八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）」、第一百一十二条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第一百五条本文」と、第

2 前項の規定にかかるらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合等に對して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合等が新設分割設立連合会の成立の日に有効性を有する旨の記載等がなされたときは、当該新設分割組合等が新設分割設立連合会に對して債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかるらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第一項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立連合会に對して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立連合会の会員となつて、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割組合等は、新設分割設立連合会の成立の日に、第八百八十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立連合会の会員となる。

(新設分割の無効の訴えについての会社法の準用) 条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3  
四条（第三項ただし書、第七項及び第九項を除く）、第四十四条の二から第五十六条まで、第五十八条から第六十条の四まで、第六十一条第二項から第四項まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十三条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四条第五項中「一人」とあるのは、「一人（第一百四条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあっては、選挙権一個）」と、第四十五条第三項中「合併」とあるのは「合併又は第一百八条の十二第一項に規定する新設分割」と、第六十三条第二号中「第八十八条の二第一項」とあるのは「第八十八条の二第一項若しくは第四百八条の四第一項」と、同条第四号中「第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第一百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業」と、第六十八条第四項中「第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは「第一百一条第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。















条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十二条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二条の十二において準用する商業登記法第二百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。）並びに同法第百四十五条第一項及び第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法第百二条の十二において準用する商業登記法第二百四十五条」と正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二百四十五条第一項及び第二百四十六条の二まで、「登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例」、第二十三条から「第十五条号及び第十六条号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中「投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（第三百五条第一項本文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。」、同法第二百六十四条第四項の改正規定、同法第二百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の改正規定（「第二十二条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第二百七十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第二百四十八条の八」を「第四十八条の十三」と改める部分に限る。）及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第

改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十五条の八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）」を規定、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「規定中」を規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五回り、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定」を削り、「株主」とあるのは「総代」と「株主」とあるのは「社員又は総代」と「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と「株主」とあるのは「社員又は総代」と「次項本文及び次三百十一条第一項中「議決権行使書面」とあるのは「議決権行使書面」に改め「共同」に規定する第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十一条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「、第四十八条」を「第五十一条」に改め（「、第四十八条」を「第五十一条」に改め

め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」を「登記」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職業抹消」を「職業抹消」並びに「第百三十九条から第百四十八条までの三十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第一百四十八条第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」の「あるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条五百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社法」の「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第五百七十二条第一項第五号中「会社更生法第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」第一号に改める部分及び「において」の下に「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。」並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十五条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六条後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一條から第二十七条まで〔に改める部分、「同法第二十二条第七号中「書面若しくは第三十



(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (令和六年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則** (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。